

# 若者の仲間づくり支援事業（ちば部）業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託した「若者の仲間づくり支援事業（ちば部）業務委託」（以下「本業務」という。）に適用される。

## 2 事業の目的

少子化の要因の1つは「未婚化」であり、若い世代の出会いの機会自体が減少していることも、影響していると考えられる。これを受け、千葉県は、官民連携により、若者の出会いや繋がりを県全体で応援していく取組を「ミラチバ プロジェクト」として掲げ、その取組みの一環として、若者の趣味や関心をきっかけとして誰でも気軽に参加しやすい仲間づくり・出会いの場を創出する「ちば部」の取組（以下「本事業」という。）を開始した。この取組の中で、千葉県内の企業・団体、市町村等にイベントの開催を働きかけるとともに、実施されるイベントへの企画・運営支援やそれに伴う広報・PR等を実施することで、「若者が仲間に出会える千葉県」づくりを推進する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務の概要

- (1) 本事業の目的に賛同する企業・団体、県内市町村等（以下「丙」という。）の獲得（本事業の目的への賛同とは、イベント等を主催として開催することのみを指すのではなく、本事業で実施されるイベント等に資源やサービスを提供する形で参画する丙も含むものとする）
- (2) 趣味や関心を通じた若者の仲間づくりに資するイベント開催に向けた、丙との調整
- (3) 丙が実施する趣味や関心を通じた若者の仲間づくりに資するイベントに対する企画・運営に必要な支援
- (4) 丙が実施するイベントの広報・PRの実施
- (5) 「ちば部」内に創設されたコミュニティ（以下「部活動チーム」という。）の運用等
- (6) 各部活動チームによる自発的な活動に対する必要な支援
- (7) その他関連業務

## 5 業務の詳細

乙は以下（1）～（7）を踏まえて、丙が行う趣味や関心を通じた若者の仲間づくりに資するイベントの企画調整・運営及びこれに付随する業務一式について、甲との協議に基づき実施するものとする。

### (1) 丙の獲得

本事業を実施するに当たり、丙の協力が必要となることから、賛同の獲得に向け、千葉県内の企業・団体、市町村等に働きかけをすること。この時、本事業の目的が明確に伝えられるようにすること（必要に応じて、県の担当職員が同行する想定でも構わない）。

また、丙の名簿等を作成・管理し、丙との円滑な連携のための体制を構築すること。

なお、丙の獲得は契約期間中、継続して行うものとし、県内企業・団体、市町村等

への働きかけに関する記録は随時、甲に提出するものとする。

(2) イベント開催に向けた、丙との調整

本事業の目的に沿ったイベント開催に向け、1つのイベントに複数の丙が参画する場合も考慮して、丙と調整をすること。

なお、開催するイベントは以下の要件等を満たすようにすること。

ア 開催年月日

甲及び丙との調整が済み次第、随時実施

イ 参加者要件

原則として千葉県内在住・在勤・在学・出身のいずれかを満たす、18歳以上の若者（以下、「県内の若者」という。）を基本とし、その他の項目については各イベントの趣旨や性質を鑑みそれぞれ甲及び丙との協議とする。

ただし、単独の丙の関係者のみに限定をする要件は認めず、原則として広く県民を対象とすること。

ウ 募集定員及び申込方法等

- ・定員はイベントの性質を鑑み、甲及び丙と協議の上、決定とし、契約期間にイベントを、契約後から月1～2回以上の頻度で実施すること（必ず毎月実施することを規定するものではない）。
- ・申込は原則として事前申込とし、方法は甲及び丙と協議の上、決定する。
- ・定員を超える参加申込があった場合は、甲及び丙と協議の上、参加者を決定する。
- ・参加者が定員に満たない場合は、丙と調整の上、参加者の確保に努めること。
- ・最少催行人数については甲及び丙と協議の上、決定すること。

エ イベント企画の条件

- ・原則として丙を主催者もしくは協力団体としたイベントとすること。  
なお、甲の事業に関係するものや県有施設等を活用したイベント等については、甲の主催・共催による開催としても差し支えないものとする。
- ・趣味や関心を通じた仲間づくり・出会いの場となるイベントを行うものとし、イベントを複数回実施する中で、各回にテーマとなる趣味を設定すること。なお、テーマの趣味が特定分野に偏らないよう配慮すること。
- ・イベントの内容については、甲及び丙と十分に協議を行った上で、決定するものとする。
- ・県内の若者の継続的な仲間づくりの場となる工夫をすること。
- ・参加者の費用負担については、甲及び丙と協議の上、決定すること。

オ イベントのプログラム

- ・参加者同士が十分に交流でき、本イベントが仲間づくりや出会いのきっかけとなるよう、グループごとの共同作業やレクリエーション等のプログラムを組み込むこと。
- ・各イベントのプログラムの詳細は甲及び丙と協議の上で決定する。

カ アンケートの実施

- ・イベント終了後、各回で参加者からアンケートを取ること。アンケートは任意回答とするが、丙と連携して、多くの参加者から回答が得られるよう工夫すること。
- ・アンケート内容は、甲及び丙と協議の上、決定することとする。
- ・イベント各回のアンケートを集計し、結果を取りまとめて甲に報告すること。

キ その他

- ・受付や本人確認が滞りなく行えるよう、受付方法を工夫すること。
- ・運営マニュアルを作成し、円滑に事業を進めること。

- ・ 気象状況その他の事情により中止又は延期する場合に備え、あらかじめ参加者への連絡体制を整備しておくこと。また、中止又は延期する場合は事前に甲及び丙と協議するとともに、参加者等の調整を行うこと。

(3) 丙が実施するイベントへの企画・運営に必要な支援

丙が開催をするイベントについて、企画・運営の段階から参画し、会場その他必要な事項について助言等の支援をすること。なお、必要な支援には募集・申込やそれに伴うイベント参加費等の徴収事務の手続きへの支援も含むものとする。

また、丙の状況を鑑み、必要に応じて、司会進行者の他、参加者に対し支援ができる人員等を手配すること。

(4) イベントの広報・PRの実施

- ・ 県民に本事業に参加してもらえよう効果的な広報（インターネットやSNS、デジタル広告の活用、チラシ・ポスターの作成等）を丙と連携し、実施すること。
- ・ 各イベントの情報を、イベント参加対象者に効果的に広報できるよう「ちば部」ホームページを管理・運用すること。なお、「ちば部」ホームページは契約締結後、甲からデータ等を提供する。
- ・ 広報・PRの際には主催、共催、後援等が明確に分かるように表示し、広報・PRの案は事前に甲及び丙と協議すること。

(5) 部活動チームの運用等

既に創設されている各部活動チームを管理するとともに、そのコミュニティが継続・発展できるような工夫をすること。また、既存の部活動チームに加え、趣味による部活動チームを4～5程度、新たに創設し、同様に運用すること（創設する部活動チームは必要に応じて甲及び丙と協議すること）。なお、形成された部活動チームに関する情報（コミュニティの参加者数や、所属する参加者の性別・年齢等の属性情報等）は把握するものとし、これに関する記録は随時、甲に提出するものとする。

部活動チームの運用の仕方については、現在使用をしているシステムを必ずしも使用する必要はなく、新たな仕組みを提案することも差し支えない。

(6) 各部活動チームのメンバーによる自発的な活動に対する必要な支援

各部活動チームのメンバーが、本事業により開催されるイベント以外で行う、自発的な活動（例：趣味を通じた交流会、練習会等）に対して、相談を受け付ける窓口を設けるとともに、必要に応じて企画・運営の支援を行うこと。

なお、このことに関する支援とは、活動を行う上での助言（人物や会場の紹介を含む）を指す。また、各部活動チームのメンバーによる自発的な活動に対しては、原則として活動にかかる経費の補助は行わないものとする。

また、各部活動チームが企画する自発的な活動への支援の中で、広く県民を募集することとなった場合、「ちば部」で開催するイベントにすることは妨げない。

(7) その他関連業務

- ・ 甲が主催をする本事業に関係する会議へ出席するとともに、必要に応じて甲との調整の上、本業務に関係する資料を作成すること。
- ・ その他、本業務に関連する業務について、甲の求めに応じて対応をすること。

## 6 実施体制

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、必要となる能力を有する人員を適切に配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

## 7 業務の範囲及び監督

- (1) 乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。
- (3) 乙は、イベント参加者等に関する個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

## 8 損害のために必要を生じた経費の負担

委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

## 9 成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

- (1) 業務完了報告書 電子媒体（Word、Excel、Power Point、PDF等）：一式  
業務完了報告書にはイベントの日時、イベント申込者及び参加状況の一覧を添付すること。
- (2) その他、本事業で使用・配付した資料等 一式  
使用・配付した資料・データと同媒体による提出を基本とする。
- (3) 本業務で作成された成果品の著作権については、県に帰属するものとする。